

添 付 図（２）

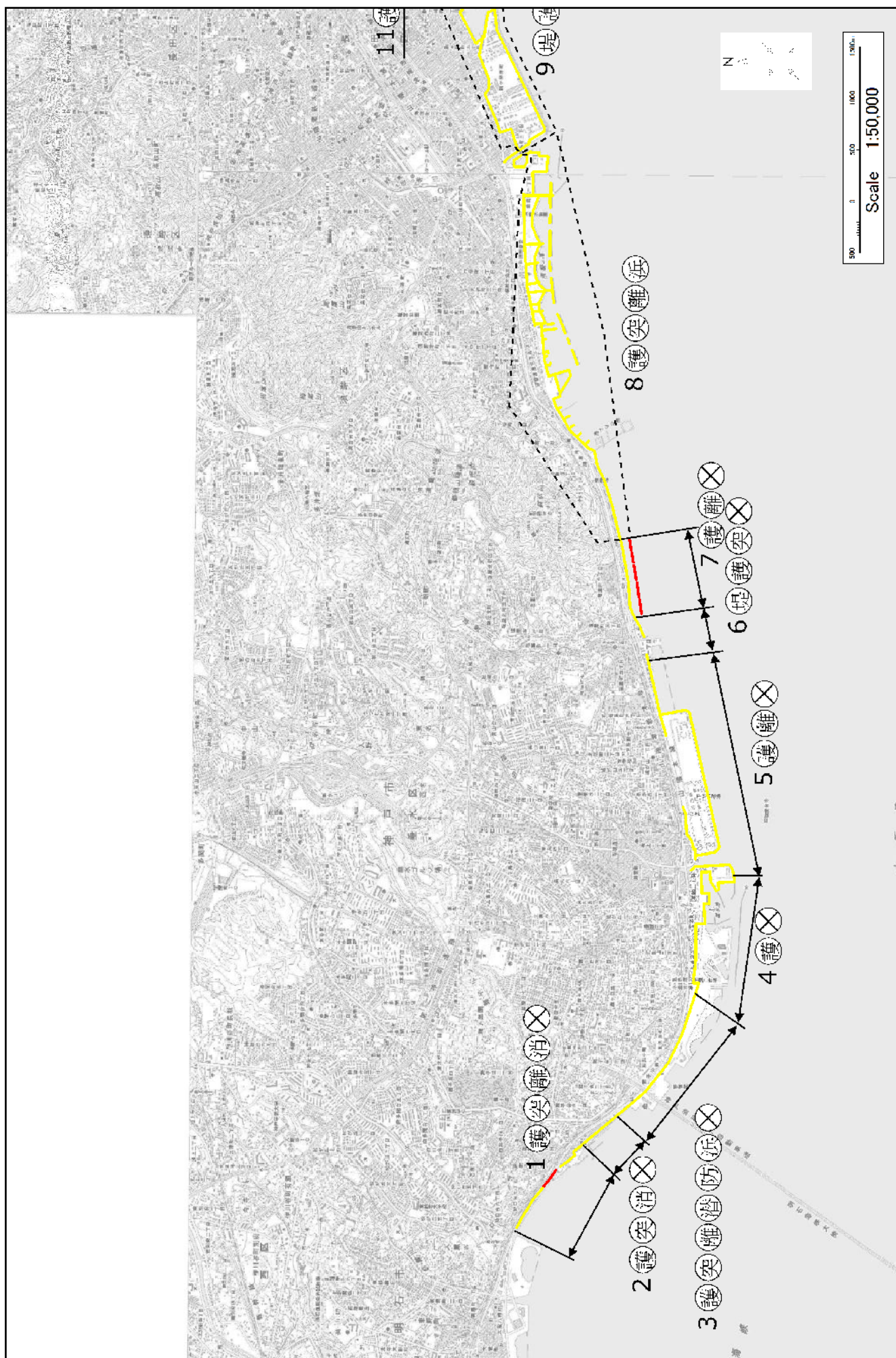
第２編において定めた維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

第2編において定めた維持又は修繕箇所について、海岸保全施設の存する区域、種類を添付図として示す。

なお、図中の数字は、維持又は修繕箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表－2に示すとおりである。

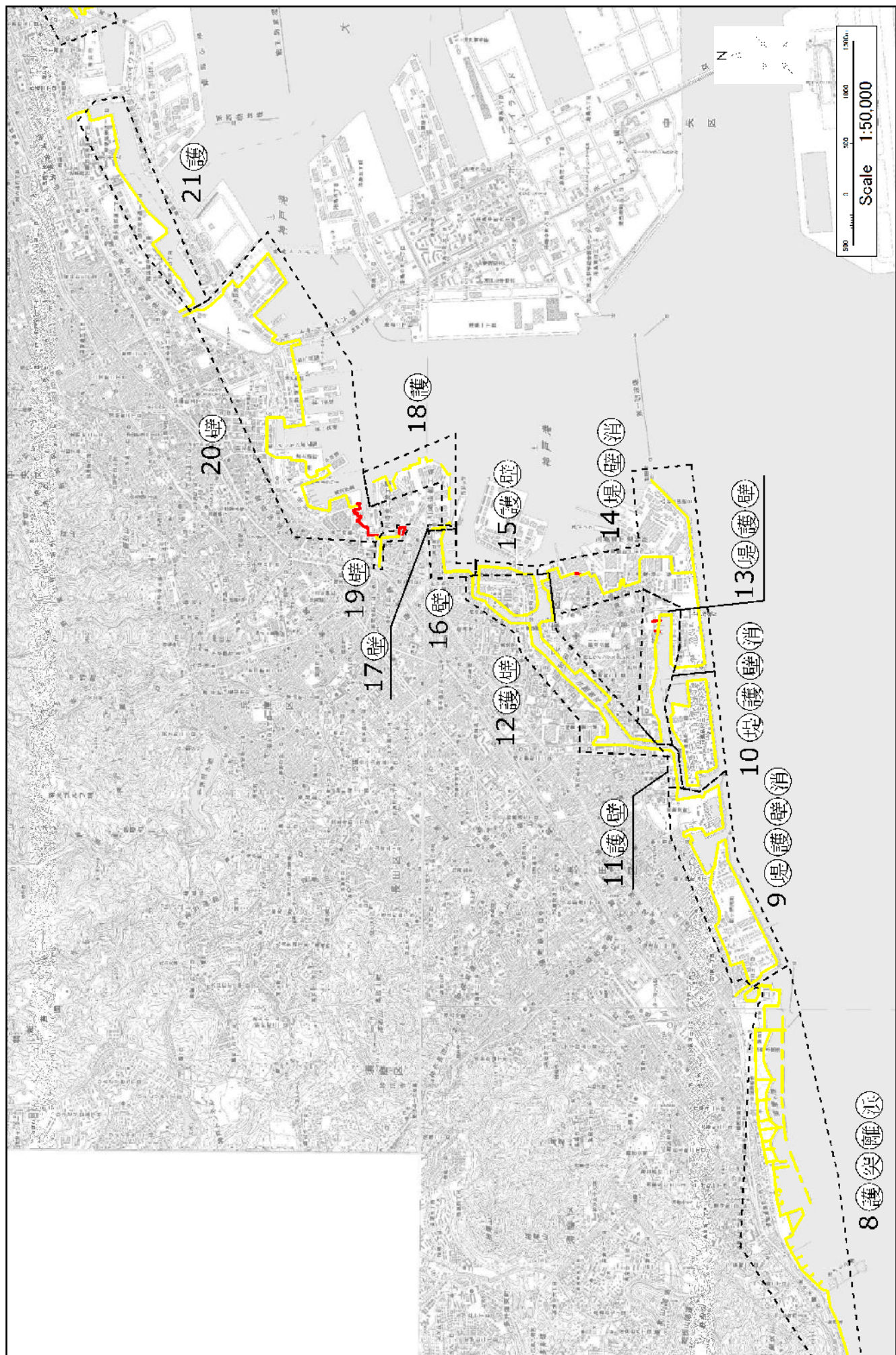
付表－2 添付図 凡例

＜凡 例＞	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）



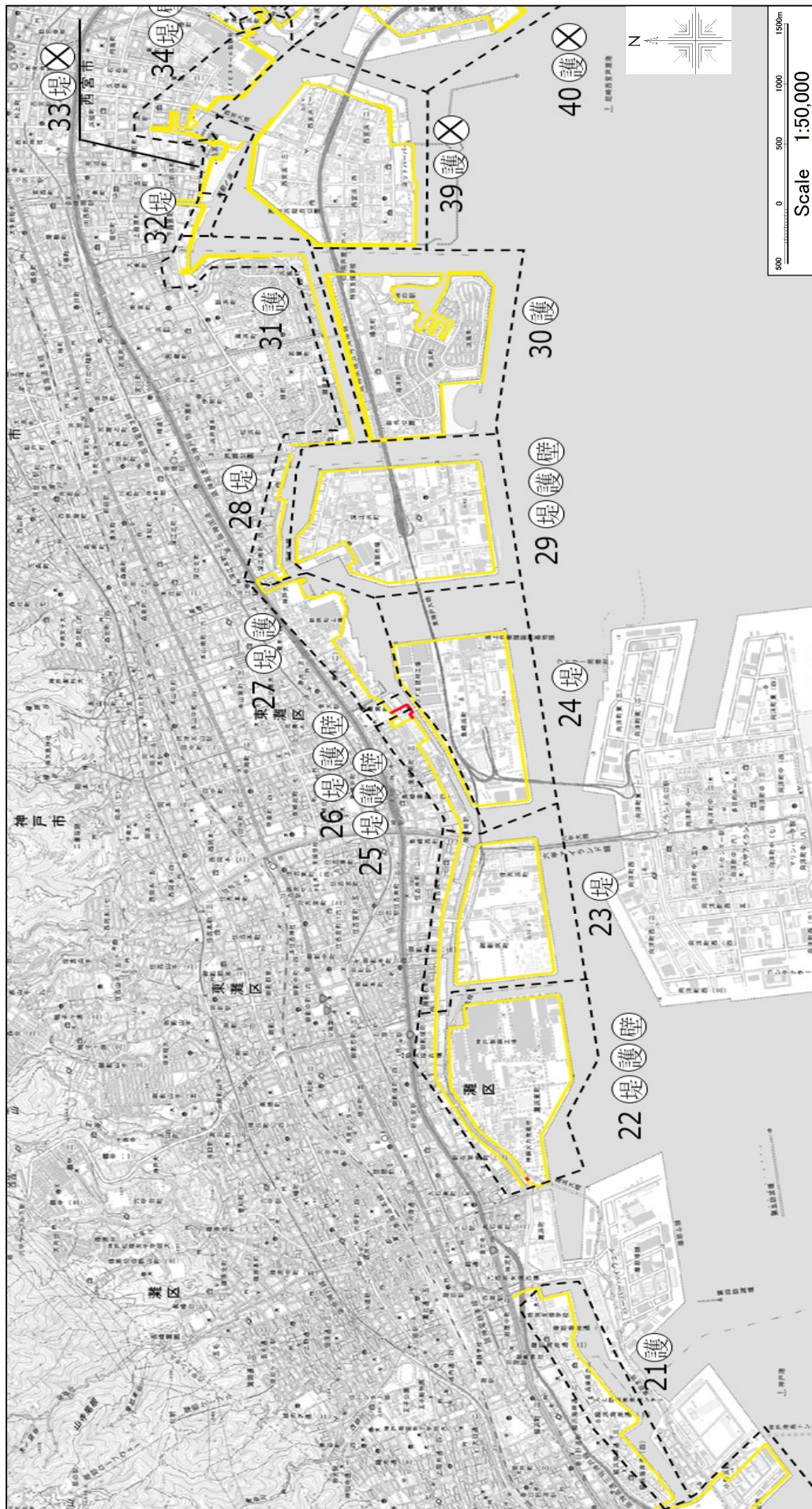
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（１）



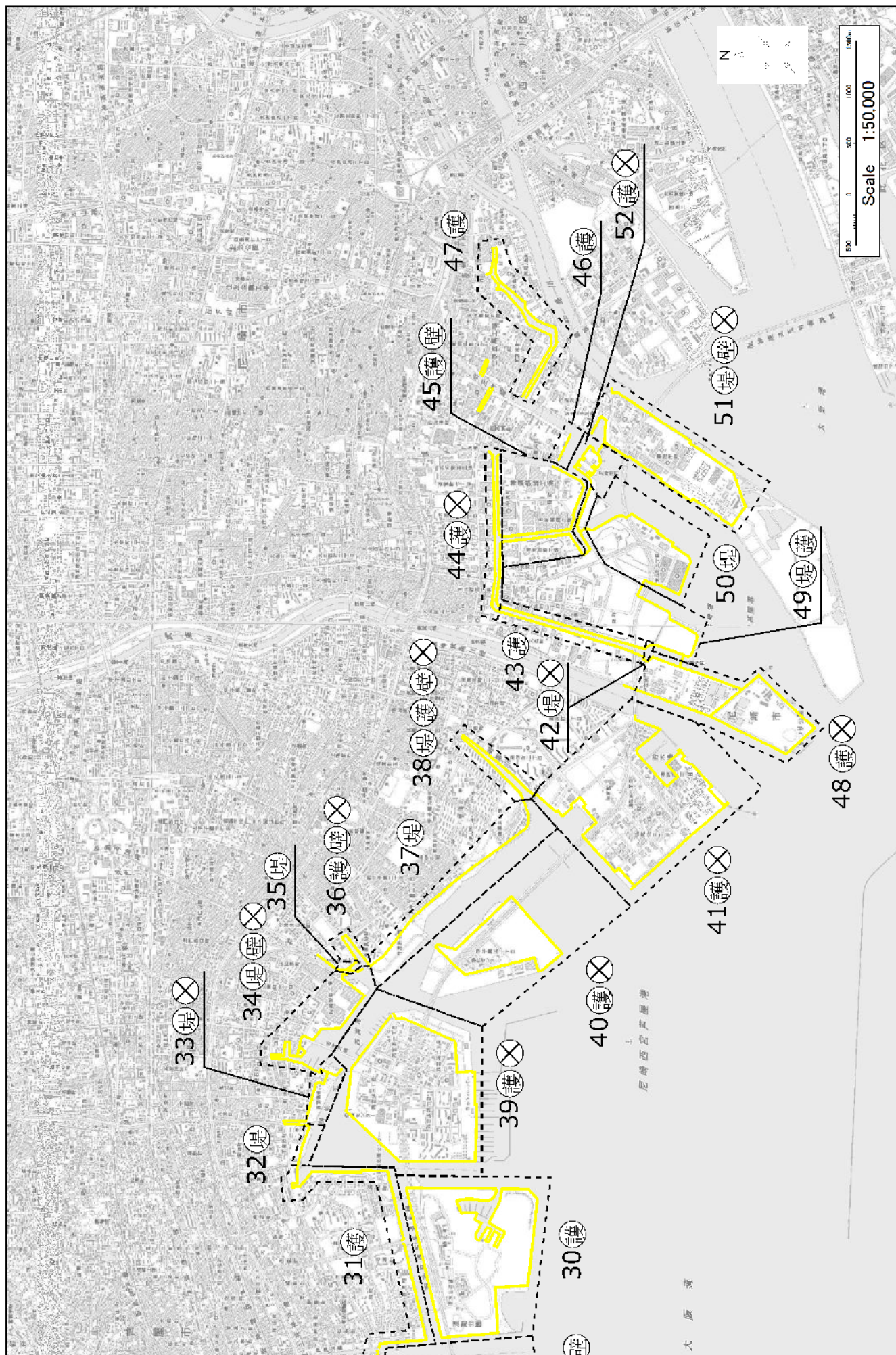
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第1119号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（2）



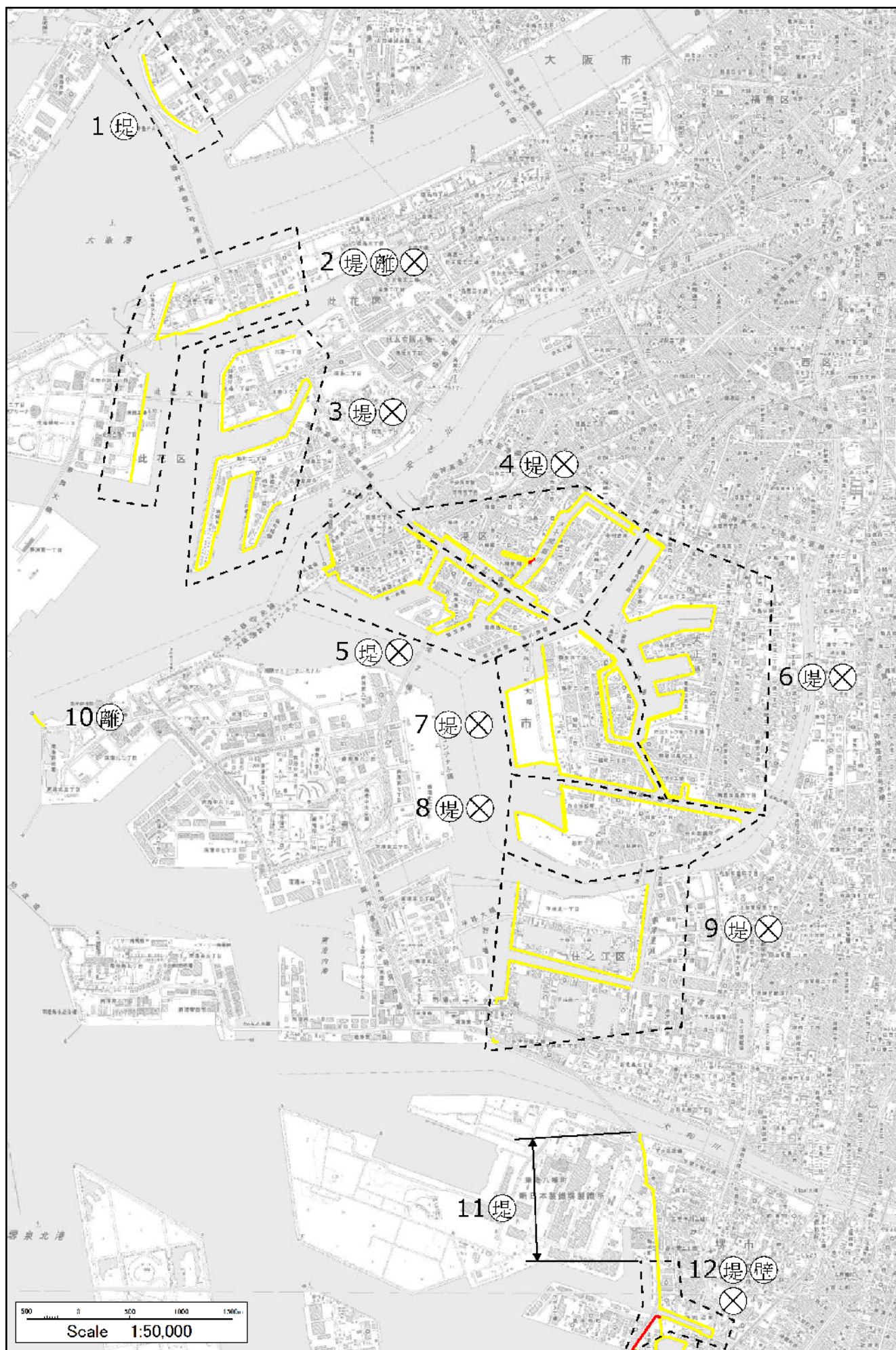
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（3）



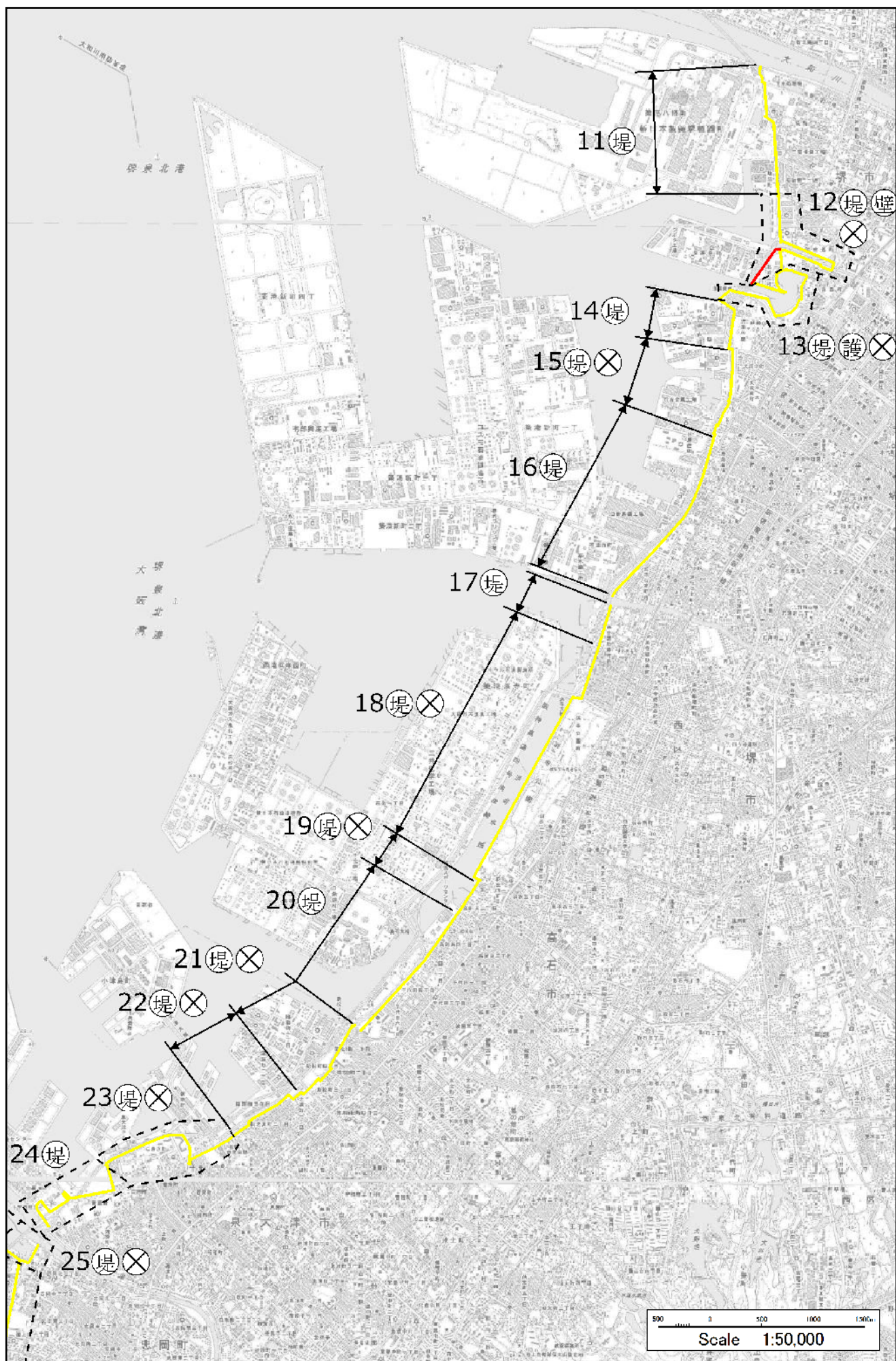
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（４）



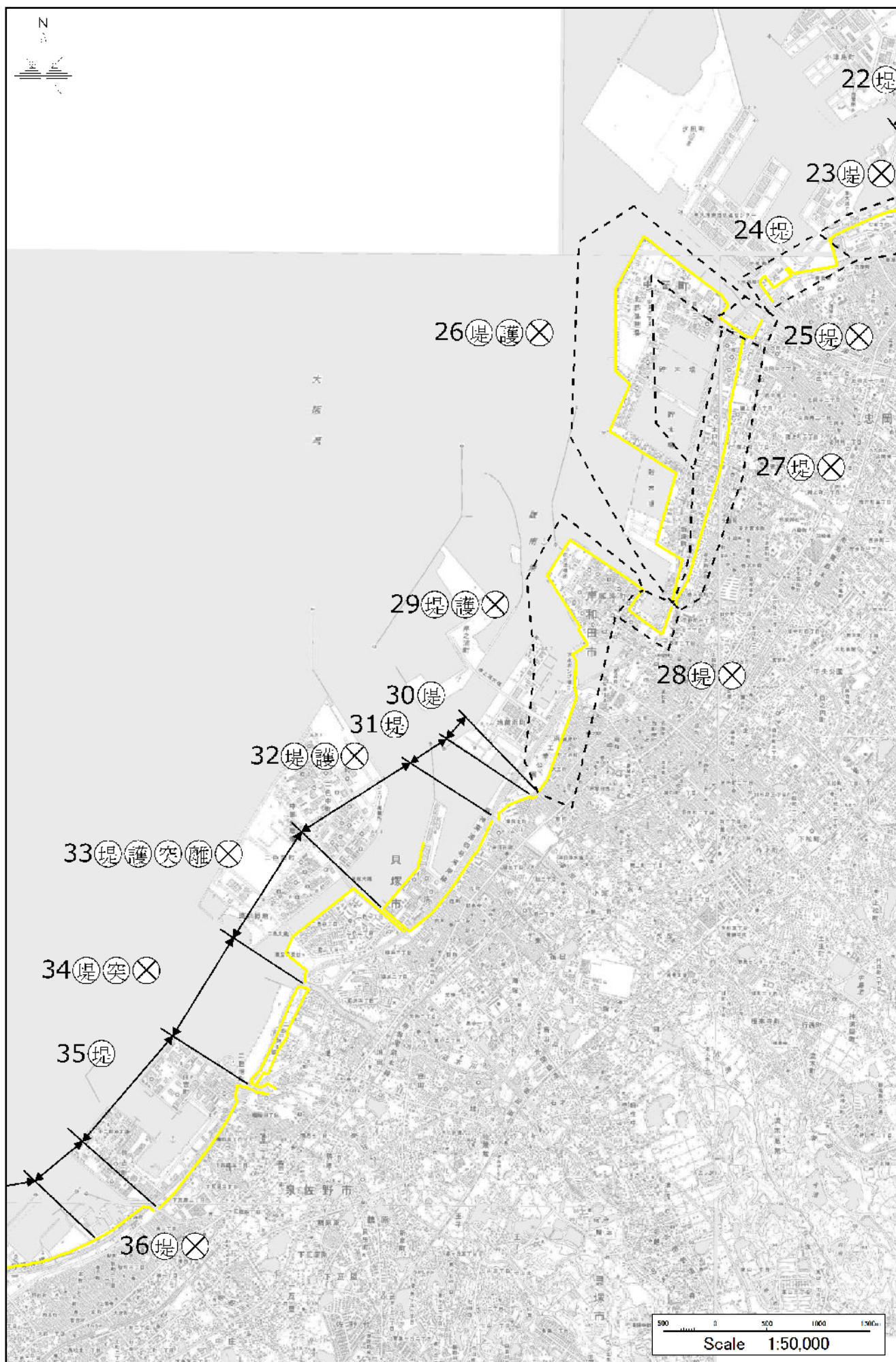
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（５）



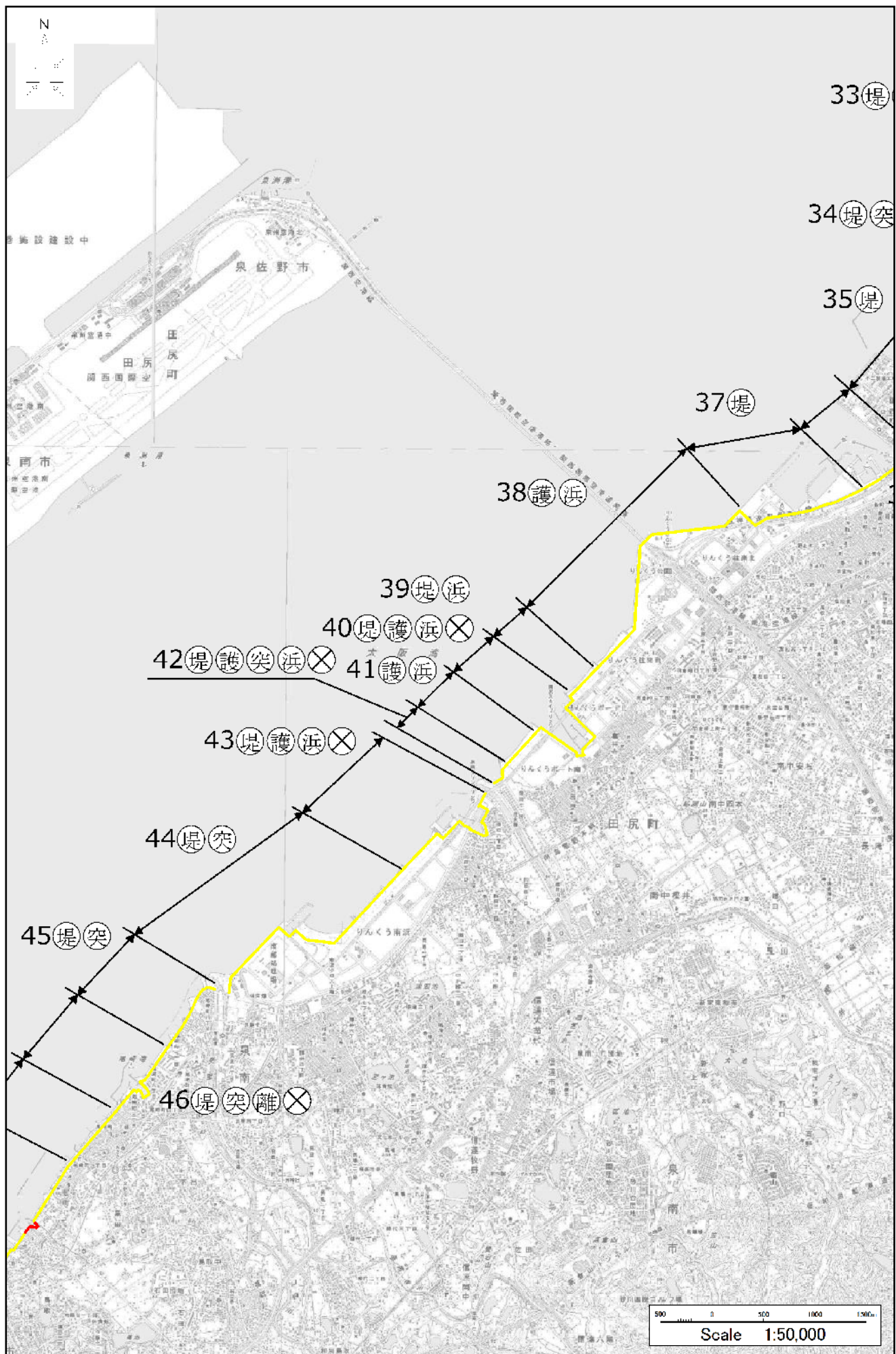
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（6）



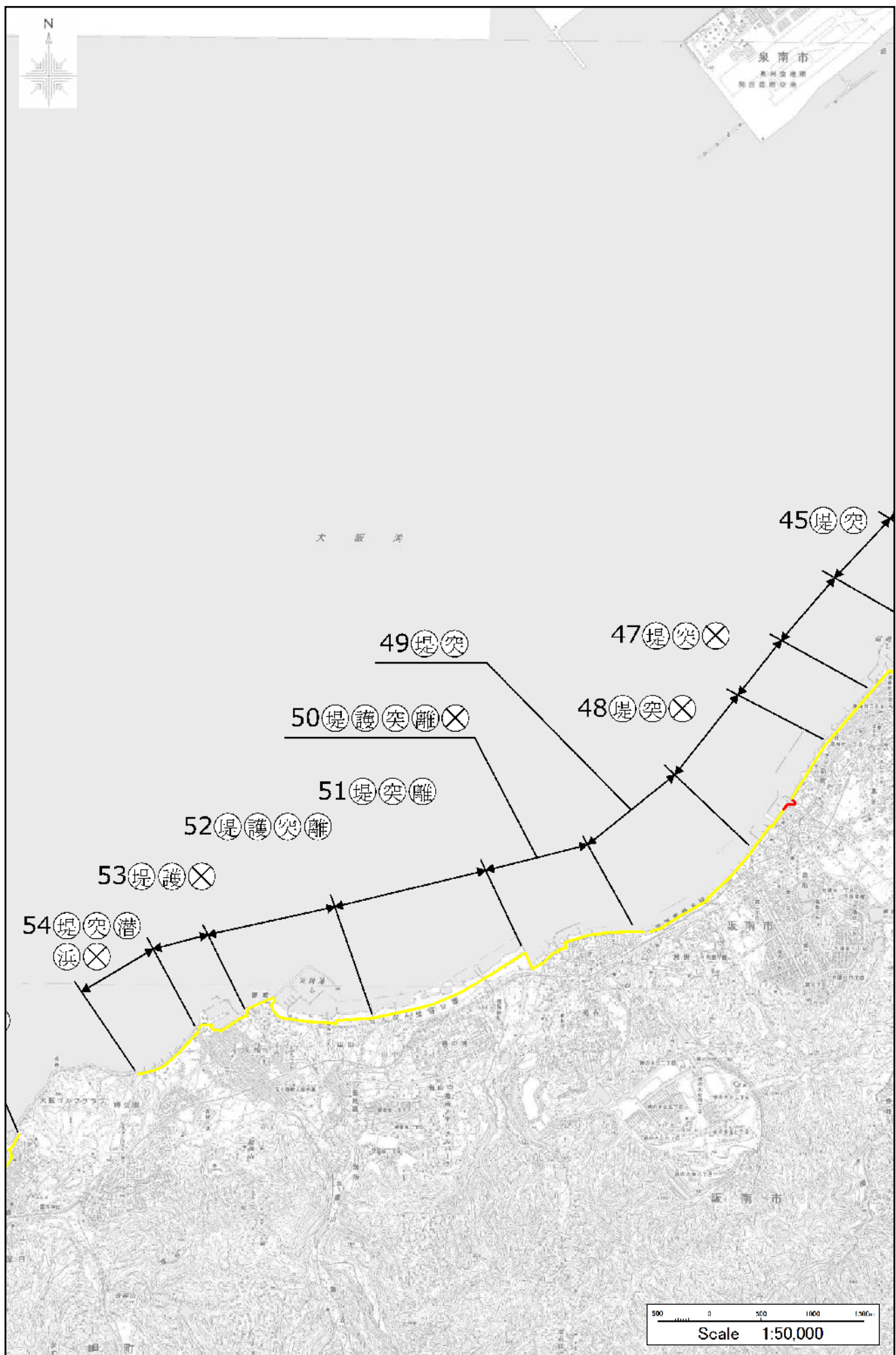
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情保、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（7）



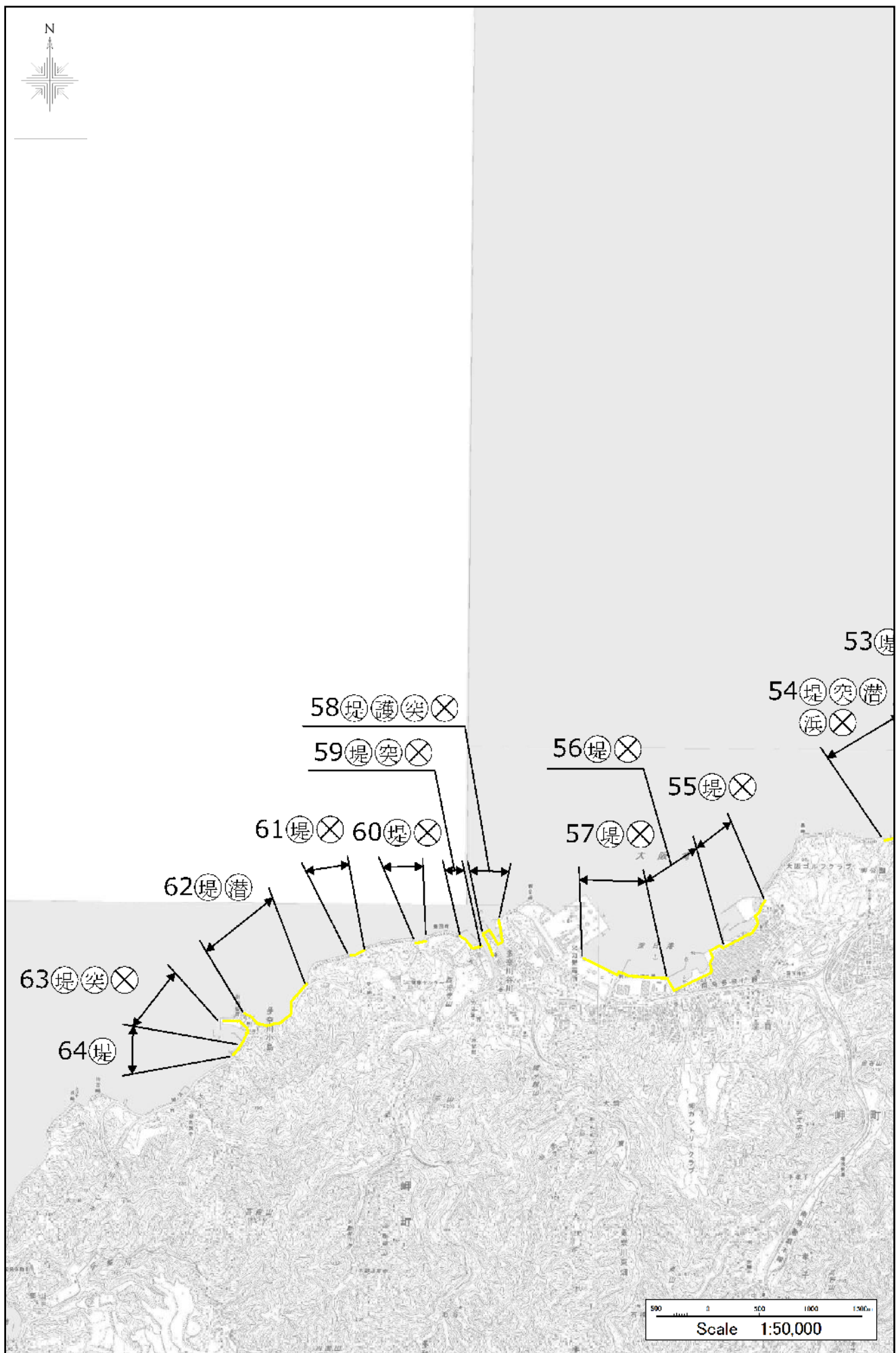
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（８）



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（9）



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 維持又は修繕対象区域（10）